

アコーディオン レンタル契約書

契約様式

TOKYOペイアコ (以下甲という)は、借主(以下乙という)との間で、甲の所有するアコーディオンを乙にレンタルする契約を結びましたのでここに甲乙双方署名捺印のうえ各1部を保有します。

1. 契約の内容

甲は乙に甲の所有する下記のアコーディオンを毎月定額にて貸し出すことを了解しました。

- (1)機種、規格名: レンタルアコーディオン申込書に記載の内容とする
 - (2)使用する所在地: レンタルアコーディオン申込書に記載の内容とする
 - (3)月額レンタル料金: レンタルアコーディオン申込書に記載の内容とする
 - (4)レンタル開始予定日: レンタルアコーディオン申込書に記載の内容とする
 - (5)支払方法: 甲の指定口座への振込み。振込手数料は乙が負担します。
 - (6)支払日: 3ヶ月分を1回で振込むものとします。支払はレンタル開始日の5営業日前までに行います。
土曜、日曜、祝祭日は含まれる場合は、それを除いた日数で計算します。
 - (7)開始日: この契約書の署名、捺印が終わったのち、レンタル楽器がまちがいに乙の管理のもとにあることを確認するため、ご本人確認を行います。この本人確認ののち、乙は、初回分とレンタル会員入会手数料の合計を甲の指定する口座に振込みます。なお、本人確認は甲の意思にもとづき省略することがあります。
甲は入金を確認後すみやかに乙に商品を届けます。営業日で5日以内に発送するものとします。
レンタルの開始は、商品が到着した日を起算日とします。
2. レンタルの終了: 1つのケール(3ヶ月が1つのケール)が終了する1ヶ月から1週間前までに、乙は甲に対し契約の更新を行うかどうかについて甲に連絡、伝達します。更新の場合は、更新開始5営業日前までに所定の金額を甲の指定する口座に振込み入金します。
更新をしない場合には、乙は甲にEメールなどの文書もしくは電話で楽器の返却日時を通告します。

3. 終了通告の効果: 乙の終了通告は現品の引渡しと甲による該当商品であるかどうかの検査、レンタル契約重要事項説明書にかかげるキズや楽器外観、機構の不良の有無を検査したのち、原状回復の新たな費用が無い場合、甲の通告をもって終了します。
もし、楽器機構にかかわる不良や本体、専用ケースのキズが発見された場合は、甲はレンタル開始時の状態からレンタル期間に減少する機能、想定される外観のキズを差引いて検討し想定外のキズ、不良が発見された場合は乙に修理代を請求できるものとします。

4. レンタル会員入会手数料: レンタルサービスのクオリティの維持をはかるため、貸出時と返却時に楽器の調整を行います。その費用の一部としてレンタル会員手数料を申し受けます。
5. 契約途中の契約解除: ケールの期間中にも契約は解除できます。ただし、上記3項の検査を終えた時点で、解除されたものとみなします。また、途中解除にともなう事務手数料、作業経費の一部として途中解約手数料として乙は3240円を甲に支払うものとします。
6. 3か月未満の契約も 月額あたり 3240円 を加算して払うものとします。

7. 契約の実行についての説明を別途、「重要事項説明書」として添付します。

甲及び乙は上記項目につき合意し、ここに署名捺印する。
平成 年 月 日

貸主(甲)
TOKYOペイアコ
〒279-0012
浦安市入船5-17-3
電話(047)351-1791
代表 原田のりあき

印

借主(乙) 契約者と主たる使用者が異なる場合は併記
氏名

印

住所(楽器使用場所)

〒

Tel

保証人・連帯保証人(どちらかを抹消)

氏名

続柄

印

住所

〒

Tel

Copyright TOKYOペイアコ
添付書類 ご本人確認資料 (運転免許書 保険証 などのコピー)